

平成 28 年 6 月 30 日

平成 27 年度独立行政法人労働者健康福祉機構
調達等合理化計画の自己評価について

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人労働者健康福祉機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく平成 27 年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 労働者健康福祉機構における平成 27 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,285 件、契約金額は 834.5 億円である。また、競争性のある契約は 1,986 件(86.9%)、798.7 億円(95.7%)、競争性のない随意契約は 299 件(13.1%)、35.8 億円(4.3%)となっている。

競争性のある契約について、前年度と比較して件数が増加した要因は国立病院機構との医薬品共同調達において、対象品目の拡大や入札エリア細分化等を実施したこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

競争性のない随意契約については、医療機器等の保守において公募を実施する等により、前年度と比較して件数△13 件(△4.2%)、金額△9.2 億円(△20.6%)と改善傾向にある。

表1 平成 27 年度の労働者健康福祉機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.9%) 1,554	(80.7%) 576.8	(71.6%) 1,637	(77.8%) 649.3	(5.3%) 83	(12.6%) 72.5
企画競争・公募	(14.8%) 325	(13.0%) 93.1	(15.3%) 349	(17.8%) 149.4	(7.4%) 24	(60.5%) 56.3
競争性のある契約(小計)	(85.7%) 1,879	(93.7%) 669.8	(86.9%) 1,986	(95.7%) 798.7	(5.7%) 107	(19.2%) 128.9
競争性のない随意契約	(14.2%) 312	(6.3%) 45.0	(13.1%) 299	(4.3%) 35.8	(△4.2%) △13	(△20.6%) △9.2
合計	(100%) 2,191	(100%) 714.8	(100%) 2,285	(100%) 834.5	(4.3%) 94	(16.7%) 119.7

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 労働者健康福祉機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっ

ており、契約件数は 648 件(34.3%)、契約金額は 300.3 億円(39.3%)である。

前年度と比較して、件数が増加した要因は病院給食や洗濯業務等、業務委託の複数年契約の更新時期に当たったこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

表2 平成 27 年度の労働者健康福祉機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2者以上	件数	1,126 (64.2%)	1,239 (65.6%)	113 (10.0%)
	金額	482.1 (74.8%)	463.6 (60.7%)	△18.5 (△3.8%)
1者以下	件数	628 (35.8%)	648 (34.3%)	20 (3.2%)
	金額	162.3 (25.2%)	300.3 (39.3%)	138.0 (85.0%)
合 計	件数	1,754 (100%)	1,887 (100%)	133 (7.6%)
	金額	644.4 (100%)	763.9 (100%)	119.5 (18.5%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

平成 27 年度の調達等合理化計画においては、一者応札・応募の改善に重点的に取り組むこととし、①入札説明会に参加したものの札入れに至らなかった者等にヒアリングを行い不参加の原因を究明し、出来るだけその結果を次回以降の調達へ反映させる、②入札に参加してもらえるように声がけの実施、③仕様策定委員会等による機器仕様の見直し、④入札公告期間や履行期間の十分な確保の取組を中心に実施することで前年度件数割合(35.8%)以下を目指し改善に取り組んだ。

結果としては、病院給食や洗濯業務等、複数者の応札が難しい委託業務の複数年契約の更新時期に当たったことにより、件数は前年度より増加したが、件数割合としては、34.3%となり、僅か(△1.5%)ではあるが前年度より改善した。取組については引続き実施し、契約の競争性、透明性の確保に努めることとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を 5 件以上行うことを目標とし、釧路労災病院、東北労災病院、新潟労災病院、門司メディカルセンター、総合せき損センターの 5 施設において実施した。

4. 推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総

括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件(除く少額随契)については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計課長等会議」(平成 27 年 9 月 4 日)、「会計業務打合せ会」(10 月 13 日～14 日)においても周知徹底した。

(本資料は、労働者健康福祉機構平成 27 年度業務実績等報告書より抜粋したものです。)